

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話(018876) 代 2100番
 印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 (一部五円)
 郵便番号 018-17 毎月1日・15日発行

<ミニ知識>

3月26日は五城目町議会議員一般選挙です

~有権者は必ず投票をしましょう~

今回の選挙で投票できない人

・年令20歳にならない人

・昭和27年3月28日以後に生れた人

・禁治産者や一定の処刑者

・昭和46年12月14日以後にこの町へ転入して来た人

(役場へ住民登録してから3ヶ月以上すぎていない人)

・町外に転出しても町に住所がなくなった人

青年議会

2月15日役場第一会議室において、第5回青年議会がおこなわれた。これより5年前から、町政に若者たちの声を反映させようとしてはじめたものだが、今では定期青年議会の様相を呈してきている。そして内容も若い感覚で満々している。町政の具体的な問題点を研究するため、調査委員会を設け、ちまたの声を反映させるためにアンケート調査を繰り返した。町民が何を望んでいるのか、青年たちの資料はてきた。

いわく・公民館の新設

いわく・ゴミ焼却炉の新設

いわく・屎尿処理問題

等々この解決を町当局にせまつた。

町としては、総合開発計画のもと町政を展開しているが、公民館は43年、ゴミ焼却炉は近々、屎尿処理場は広域的な見地から対処する旨の意向であることを伝えられた。

わが町に近代的な意味の自治が敷かれたのは、明治4年廢藩置縣制度が成立されてからである。

秋田県を20大区104小区に編成した。湖東部一帯は第1大区第11小区の中にあった。以後あるいは拡張されあるいは縮小されて、明治22年五十目村に村会が設置され、議員は12名であった。当時の村長は波辺松松である。議員になるためには相当な制約があった。大変な議会ではなかつたのである。

私達は同胞250万人の犠牲により昭和20年以来、人間としての権利を確得した。明治4年の近代自治のあとはから現在まで、いろいろな変遷の集約の上に今私達は住んでいる。来る3月26日はこの町の議会議員の一般選挙である。「身分、一定の地域、利益等の代理人ではなく、全町民の一体的利益の代表者」を私達は選挙する権利と義務がある。そして町をよくする責任もある。

まとよしる青年議会の意気が町民に賑わひ、町発展の翼石(ほんしゃく)の躍(いしすえ)となることを期待する。

青年議会であいさつをする石井五連青会長



人間関係の考え方があがつてきているのではないかと思う。私は娘の前で申しあけた。本当に昔の嫁の時代と今の現違いがあると思うが、それだけ農村における青空のものと、緑と新鮮な空気を楽しめることがない。それには華々公害染の蔓合を深めいく都會生活より、太陽の光り輝く住むに最も適した理想郷になることを



農家の主婦として
下高崎 鶴岡

広報サロン

農家に嫁

いから十
年、主婦と
りにつかむ
ことができ
るようにな
った自分の
方を自分なり

う他の家に入った時、「一番までつい
うは姑との関係であった。
私は結婚前は姑とのおり合いでし
うにできると自信をもっていた。姑
はよく理にかなった行動をとる。物一
つ置く個体にして不便を感じられればさ
つと動かす姑。背の高い娘と娘の波風
のたたない生活など考えられないよう
でした。娘はだまって耐えていたよう
なところがある。
しかし今の農家の姑は理解があり私
達農家の娘は幸です。まず私達夫婦は
長男会という会に入つて、毎月積立を
しており、時々夫婦で方々へ旅行に行
つてかかる事や、若妻会などで、家事をあ
げる事がたいへん多くあるが、そのた
び毎に子供達を姑にあげててかかる
作業ではないで、それがわかるなら早く行き
なさい」といってくれる。娘がまだやうな点が多
い今の私達にはわがままな点が多いかも
思つてゐる。だけ姑が理解の深いからだと
思つてゐる。本当に昔の嫁の時代と今の現
違いがあると思うが、それだけ農村における青
空のものと、緑と新鮮な空気を楽しめる

町議会定例会 29日から10日間

47年度予算(一般会計)

才入} 6億7千3百9拾7万3千円
才出}

<日本一きれいな町に>

☆…… 昭和46年度における最終定例議会が、3月26日におこなわれる町議会議員一般選挙の関係もあって例年より早く2月29日……☆
☆……からはじまつた。付議案件は、五城目町文化財の保護に関する条例の制定など32件が、10日にわたって審議される。…………☆

付議される案件

- 議案第1号 五城目町文化財保護に関する条例制定について
 - 議案第2号 五城目町中小企業振興融資斡旋に関する条例制定について
 - 議案第3号 五城目町建築協定条例制定について
 - 議案第4号 五城目町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第5号 五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第6号 五城目町特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第7号 教育長の給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第8号 五城目町社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第9号 五城目町立公民館設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第10号 五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第11号 五城目町水道事業給水条例制定について
 - 議案第12号 五城目町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第13号 五城目町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 財産処分について
議案第15号 旧償による町有財産の使用権廃止について
議案第16号 町道の路線廃止について(1)
議案第17号 町道路線廃止について(2)
議案第18号 町道の路線廃止について(3)
議案第19号 秋田県町村駆逐退職手当組合規約の一部を変更する規約について
議案第20号 南秋田郡視聴覚教育協議会設立に関する協議について
議案第21号 昭和47年度五城目町一般会計予算
議案第22号 昭和47年度五城目町林野特別会計予算
議案第23号 昭和47年度五城目町国民健康保険特別会計予算
議案第24号 昭和47年度五城目町簡易水道事業特別会計予算
議案第25号 昭和47年度五城目町水道事業会計予算
議案第26号 昭和46年度五城目町一般会計補正予算(第4号)
議案第27号 昭和46年度五城目町有林野特別会計補正予算(第3号)
議案第28号 昭和46年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第29号 昭和46年度五城目町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第30号 固定資産評価査定委員会委員の委任につき同意を求めるについて
議案第31号 町営土地改良事業の施行について
議案第32号 公社の経営状況を説明する書類の提出について

<47年の施政方針>

1. 環境保全
 3本の柱 2. 健康と福祉の増進 } を中心に
 3. 道路の整備 } 町政を展開

加賀谷町長は昭和47年度の施政方針を開会の冒頭に述べたが、その中から主なものをひろってみると次のとおりである。

※ 47年度固定資産税の減税

一 減税額 6百2拾4万円

昭和47年度予算の才入の中、固定資産税の税率を現行の100分の1.6を標準税率100分の1.4に引下げる。減税額6百2拾4万円である。これにより町税はすべて標準税率となる。なお才出に関しては46年度当初予算に対比して20%増となっている。

► 環境保全対策 ~日本一きれいな町に~

47年度の第1重点施策は環境保全であり、そのため年間主要目標を(五城目町を日本一きれいな町にします)とする。

- ・府内関係者のプロジェクトチームの編成
- ・現焼却場の整備
- ・不燃物の捨場を確保
- ・清掃区域分担の設定
(町の分担、各家庭の分担、各企業分担の明確化徹底)
- ・農村部不燃物収集を月2回とする。

※ 関連事業

- ・花いっぱい運動
- ・生垣の奨励と造成に助成をする
- ・苗木等のあっせん
- ・生垣コンクールの実施
- ・公共施設等の環境绿化
- ・月1回の清掃デーの充実
- ・年4回の全町美化運動の展開
- ・保健保全林、鳥獣保護センターの造成
- ・自然保護(ホタル、鈴虫等の保護を含む)の促進
- ・畜産公害の防止施設費に助成措置

► 健康と福祉の増進

※ 老人医療費 70才から10割給付

老人医療費は今まで75才以上に対して(外来月額1,000円、入院月額2,000円の負担)であったが、本年は国庫にさきがけ、対象年令を70才に引き下げて10割給付をする。

※ 新しく乳児(才未満)の医療費10割給付をする

※ 各種予防注射、接種の検診料の自己分担の絶減を図る

	従来	本年
・胃部検診	400円から	200円に
・婦人病検診	450円	300円に
・脳卒中検診	340円	200円に

※ 寄生虫駆除と貧血対策

・山間部寄生虫駆除 ・その他の区域～貧血検査

※ 血液型を知る運動の推進

・中学3年生以上対象に血液型検査を実施して有事の際に備える。

※ 国保税 ~今後当分増税しない方向に~

・前年より保険者負担の医療費の伸び率が127.5%保険税の1世帯当たりの負担額が118.3%と大きく伸びることになるが、わが町では46年どおり据えおき町民の負担軽減を図り、今後当分増税をしない方向づけをしていく。

・老人介護人を5名に増員

日常生活を営むに支障のある65才以上の老人の世話をする介護人を2名増員して5名とする。

► 道路網の整備

・町内への町道は全線舗装をする。その他の地域については改良済の町道について舗装し逐次拡大していく。

・その他の道路についてはほどんど元の要請のあるものはほとんどおり込んだ。

※ 農業

~五城目町銘柄確保に努力~

・主食である米の需要と供給のアンバランスから、農業の王様であった米作りにも、いろいろな条件が要求されてきている。

その第1は農薬公害のない米であること。

第2は他地域の米よりも秀れた質のものであることが絶対の必要条件となっている現状をふまえて

・農薬公害の懸念のあるものは慎重に対処していく

・五城目町の銘柄を確保するために次のことを実施していく

・五城目米生産の歴史作り

・良質米生産優秀集団の育成

・グループ経営の育成拡大運動

・機械移植モデル施設整備事業

・種作受託経営者に対する助成

・生産集団育成推進研修。

※ 農業基盤整備事業

・農道整備(町道のうち農道として認められたもの)について舗装する。

・第二次農業構造改善事業を48年指定目標に推進するため農業振興地域指定を受け振興地域の吉作真作りに取りくむ

[次号へづく]

昭和四十七年度

米の生産調整目標数量

一、一二〇トン配分される

県では二月二十三日、昭和四十七年度の米生産調整目標数量及び政府買入予約申込限度数

本町の生産調整目標数量は、一、一二〇トンで、昨年の一、四六〇トンに比較すると八三、五六%になりこれを本年度の共済基準収量で面積に換算する

たりこれはを本年度の米生産調整目標数量と二三一、九ヘクタールであります。

今年の政府買入予約申込限度数

○六六六ヘクタールになり、本町の場合六、八二

六六六ヘクタールになり、昨年に比較して六六六ヘクタールになりますと二三一、九ヘクタールであります。

六六六ヘクタールになりますと二三一、九ヘクタールであります。

五城目町告示第一号

固定資産課税台帳の概観について

地方税法第四一五条の規定により、昭和四十七年三月二十日から三月三十日まで

一、総観察場所 五城目町役場

五城目町長 加賀谷力司

記 記

一、総観察期間 同年三月二十日から同月三十日まで

二、総観察場所 五城目町役場

五城目町長 加賀谷力司

三、総観察記録簿に登録された事項（土地登記簿、又は建物登記簿に登録された事項）を除く

一月三十日から二月二十一日から三月三十日までの間ににおいて、文書をもつて固定資産評価審査委員会に審査の請求するこ

とができる。

選管だより

◎選管委員会議員一般選舉の立候補予定者説明会開催について

町の奨励措置

町でも現下の農業事情を考えて生産調整に協力するため、生産調整協力金のほかに報償金として

△生産調整協力費 生産調整に協力し、個々の目標を達成した農家には各種奨励金のほかに報償金として

△生産調整奨励金 昨年同様奨励金は十アール当一万円であるが、本年は

△永年耕耘作業一キロ当三十円であるが、本年は

△生産調整実行反収によるものとされ、五、〇九

△休耕奨励金 昨年同様調整数量

△休耕奨励金一キロ当三十円三十

円、四十万円を助成し、また、二十一十以上の集落、実行組合が一〇〇%協力すると二万円、目標を達成した市町村には記念品を贈ることとしている。

◎選管委員会議員一般選舉の立候補予定者説明会開催について

町の奨励措置

町でも現下の農業事情を考えて生産調整に協力するため、生産調整協力金のほかに報償金として

△生産調整協力費 生産調整に協力し、個々の目標を達成した農家には各種奨励金のほかに報償金として

△生産調整奨励金 昨年同様奨励金は十アール当一万円であるが、本年は

△永年耕耘作業一キロ当三十円であるが、本年は

△生産調整実行反収によるものとされ、五、〇九

△休耕奨励金 昨年同様調整数量

△休耕奨励金一キロ当三十円三十

円現在で調整されたもので、二月二十三日から三月八日まで五城目選管委員会事務室において

選管事務室を今回の選舉期間中

に移して執務しております。また

三月二十八日まで選管直通の臨時電話（五城目局二七〇三番）を設置したのでご利用ください。

◎選管委員会議員一般選舉の立候補予定者説明会開催について

町の奨励措置

町でも現下の農業事情を考えて生産調整に協力するため、生産調整協力金のほかに報償金として

△生産調整協力費 生産調整に協力し、個々の目標を達成した農家には各種奨励金のほかに報償金として

△生産調整奨励金 昨年同様奨励金は十アール当一万円であるが、本年は

△永年耕耘作業一キロ当三十円であるが、本年は

△生産調整実行反収によるものとされ、五、〇九

△休耕奨励金 昨年同様調整数量

△休耕奨励金一キロ当三十円三十

円現在で調整されたもので、二月二十三日から三月八日まで五城目選管委員会事務室において

選管事務室を今回の選舉期間中

に移して執務しております。また

三月二十八日まで選管直通の臨時電話（五城目局二七〇三番）を設置したのでご利用ください。

◎選管委員会議員一般選舉の立候補予定者説明会開催について

町の奨励措置

町でも現下の農業事情を考えて生産調整に協力するため、生産調整協力金のほかに報償金として

△生産調整協力費 生産調整に協力し、個々の目標を達成した農家には各種奨励金のほかに報償金として

△生産調整奨励金 昨年同様奨励金は十アール当一万円であるが、本年は

△永年耕耘作業一キロ当三十円であるが、本年は

△生産調整実行反収によるものとされ、五、〇九

△休耕奨励金 昨年同様調整数量

△休耕奨励金一キロ当三十円三十

円現在で調整されたもので、二月二十三日から三月八日まで五城目選管委員会事務室において

選管事務室を今回の選舉期間中

に移して執務しております。また

三月二十八日まで選管直通の臨時電話（五城目局二七〇三番）を設置したのでご利用ください。

◎選管委員会議員一般選舉の立候補予定者説明会開催について

町の奨励措置

町でも現下の農業事情を考えて生産調整に協力するため、生産調整協力金のほかに報償金として

△生産調整協力費 生産調整に協力し、個々の目標を達成した農家には各種奨励金のほかに報償金として

△生産調整奨励金 昨年同様奨励金は十アール当一万円であるが、本年は

△永年耕耘作業一キロ当三十円であるが、本年は

△生産調整実行反収によるものとされ、五、〇九

△休耕奨励金 昨年同様調整数量

△休耕奨励金一キロ当三十円三十

円現在で調整されたもので、二月二十三日から三月八日まで五城目選管委員会事務室において

選管事務室を今回の選舉期間中

に移して執務しております。また

三月二十八日まで選管直通の臨時電話（五城目局二七〇三番）を設置したのでご利用ください。

◎選管委員会議員一般選舉の立候補予定者説明会開催について

町の奨励措置

町でも現下の農業事情を考えて生産調整に協力するため、生産調整協力金のほかに報償金として

△生産調整協力費 生産調整に協力し、個々の目標を達成した農家には各種奨励金のほかに報償金として

△生産調整奨励金 昨年同様奨励金は十アール当一万円であるが、本年は

△永年耕耘作業一キロ当三十円であるが、本年は

△生産調整実行反収によるものとされ、五、〇九

△休耕奨励金 昨年同様調整数量

△休耕奨励金一キロ当三十円三十

